

第 8 回農業委員会定例会(議事録)	
1 日 時	令和 6 年 9 月 6 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 午前 1 0 時 3 0 分
2 場 所	竹原市民館 2 階 第 2 ・ 第 3 会議室
3 出席農業委員	1 宮崎委員、3 井上委員、4 渡橋委員、 6 土居委員、7 石本委員
欠席農業委員	2 祐本委員、5 赤坂委員
推進委員	田中推進委員、須賀推進委員、大木推進委員
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、鳥本専門員、若本主事
5 審議案件	議案第 3 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 4 号 農用地利用集積計画について 報告第 1 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和6年第8回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番渡橋委員を指名いたします。 本総会は、当初に8月30日の総会開催に向け準備をしていたところですが、台風が直撃するおそれがあったことから、本日に延期したものです。 なお、当初予定の8月30日は会長が別の業務が入っていたことから、副会長の私が、議長を代理することとし、現地確認を代行していましたので、本日の議長は私がそのまま努めさせていただきます。 本日の欠席は、2番祐本委員、5番赤坂委員です。 それでは、日程第1、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番と2番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。 1番の申請地は、竹原町〇〇（仮換地〇〇）の1筆、地目は田、面積は220㎡（換地後の面積は162.90㎡）です。 自己住宅及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 2番の申請地は、竹原町〇〇（仮換地〇〇）の1筆、地目は田、面積は157㎡（換地後の面積は153.19㎡）です。 自己住宅への進入路の用途で利用することに伴い、持分7分の1の所有権を移転するものです。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約700m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、竹原町字下新開〇〇（仮換地〇〇）の 1 筆、地目は田、面積は 48 m²（換地後の面積は 165.29 m²）です。 自己住宅及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北西へ約 350m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、4 番と 5 番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1～2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、新庄町〇〇、〇〇、〇〇の計 3 筆、地目はいずれも田、面積は計 1,132 m²です。 5 番の申請地は、新庄町〇〇の 1 筆、地目は田、面積は 651 m²です。 いずれも太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った田中推進委員から補足説明をお願いします。
田中推進 委員	申請地は、賀茂川中学校から北東へ約 1,000m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、6番と7番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 6番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも田、面積は計676㎡です。 7番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも田、面積は計841㎡です。 いずれも太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木推進 委員	申請地は、吉名学園から南へ約500m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、8番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 8番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計2筆、地目は田が1筆、畑が1筆、面積は計1,074.62㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木推進 委員	申請地は、吉名学園から南へ約500m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、9番と10番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 9番の申請地は、吉名町〇〇、の1筆、地目は田、面積は633㎡です。 10番の申請地は、吉名町〇〇の1筆、地目は田、面積は計533㎡です。 いずれも太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。 なお、今回審議しております農地法第5条申請の6番～10番の申請地は、転用事業者及び転用用途が同一であり、一団の転用とみなされ、合計面積が3,757.62㎡であることから、本総会で許可をいただいた場合には、転用面積の合計が3,000㎡を超えるため、令和6年6月18日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木推進 委員	申請地は、吉名学園から南へ約500m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第2、議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の４ページ、参考資料の５ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計 3,649 ㎡、 対象人員は、貸し手が１人、借り手が１人です。 内容につきましては、参考資料５ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和６年９月１日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第３４号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第３、報告第１４号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の５ページ、参考資料の６～１０ページをご覧ください。 令和６年７月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は９件、筆数は田８筆、畑３３筆の計４１筆、 面積は 20,051.61 ㎡の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の６～１０ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和６年第７回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和６年８月３０日

議 長 宮崎 信之

署名委員 渡橋 昭二郎